



定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年6月23日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

開催場所東京都港区虎ノ門一丁目23番3号虎ノ門ヒルズ森タワー5階虎ノ門ヒルズフォーラムホールA

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所が変更となる場合がございます。その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

https://www.tdk.com/ja/index.html

ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

TDK株式会社

当社の経営理念

社是 創造によって文化、産業に貢献する 社訓 夢 勇気 信頼

夢

常に夢をもって前進しよう。 夢のないところに、創造と建設は 生まれない。

勇気

常に勇気をもって実行しよう。 実行力は矛盾と対決し、それを 克服するところから生まれる。

信頼

常に信頼を得るよう心掛けよう。 信頼は誠実と奉仕の精神から 生まれる。

企業ビジョン

[Vision 2035]

TDKは1935年、"日本独自の磁性材料フェライトを工業化し、社会の発展に貢献したい"という創業者の夢と信念から発祥した会社です。

これまで世界に誇る四大イノベーション(フェライト素材・磁気テープ・積層部品・磁気ヘッド)を確立し、 社会の発展を支える製品を創造し続けてきました。

これからも、さらなるイノベーションの創出に挑戦する企業として、多種多様なグローバル経営資源を活かし、高品質な製品・サービスの提供を通してお客様の価値創造に貢献し続けます。

"かけがえのない地球環境の再生・保護と、豊かで安心できる暮らしの実現"、このテーマに真正面から取り組むことで、"創造によって文化、産業に貢献する"を着実に果たしてまいります。

※註釈: TDK100周年(2035年)に向けて、あるべき会社の姿を表します。



世界初の「フェライトコア」

目次

頁	
■第125回定時株主総会招集ご通知・・・・・・ 1	3. 会社の新株予約権等に関する事項・・・・・・・35
■株主総会参考書類 議案及び参考事項・・・・・・・・・5	4. 会社役員に関する事項・・・・・・・・・・・37 5. 会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・46 6. 会社の体制及び方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■添付書類	連結計算書類・・・・・・・56
事業報告 1.企業集団の現況に関する事項・・・・・・・ 22	計算書類・・・・・・・59
2. 会社の株式に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 34	監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

証券コード 6762 2021年6月1日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋二丁目5番1号

T D K 株式会社 代表取締役社長石黒成直

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本定時株主総会におきましては、以下のいずれかの方法によって事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日の会場へのご来場を可能な限りお控えくださいますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日(火曜日)午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送(書面)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

11 日 時 2021年6月23日 (水曜日) 午前10時

23場 所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号

虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールA

3 目的事項 報告事項

- 1. 第125期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の 内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件
- 2. 第125期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の 内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ●代理人によるご出席の場合は、本定時株主総会において議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、 代理権を証明する書面を株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- ●株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を有する株主様以外の方はご入場いただけません。
- ●会計監査人及び監査役の監査を受けた連結計算書類及び計算書類のうち、次の事項につきましては、 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知への添付に代えて、インターネット上の当社 ウェブサイトに掲載し、ご提供しております。
 - 連結計算書類:連結資本勘定計算書及び連結注記表
 - 計算書類:株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト https://www.tdk.com/ja/index.html

<ライブ配信のご案内>

株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットで映像と音声を生中継(以下「ライブ配信」)する予定です。

なお、**ライブ配信を通じて、株主総会当日に質問、議決権行使等を行うことはできません**。詳細につきましては、同封の「第125回定時株主総会ライブ配信のご案内」をご覧ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。 本定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送(書面)またはイ ンターネット等による議決権行使をお願い申しあげます。



株主総会に出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。また、本招集ご通 知をご持参ください。

株主総会開催日時

2021年6月23日 (水曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時)



郵送(書面)により 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずにご 投函ください。

行使期限

2021年6月22日 (火曜日) 午後5時20分到着分まで



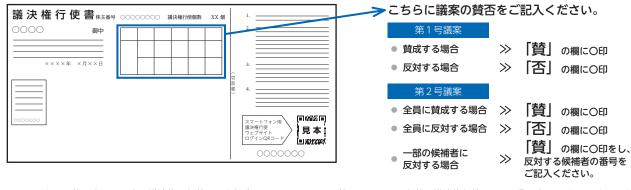
インターネット等により 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日 (火曜日) 午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが 右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使 書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードを入力して ログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェ ブサイトに遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法等が ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号 (フリーダイヤル): 0120-652-031(受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現することが株主価値の拡大に繋がるとの認識のもと、1株当たり利益の成長を通じて、配当の安定的な増加に努めることを基本方針としております。そのために、エレクトロニクス市場における急速な技術革新に的確に対応すべく、重点分野の新製品や新技術を中心に、成長へ向けた積極的な投資を行うことで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。したがいまして、当社は実現した利益を事業活動へ積極的に再投資したうえで、連結ベースの株主資本利益率(ROE)や株主資本配当率(DOE)の水準、事業環境の変化等を総合的に勘案し、配当を行うことといたします。

つきましては、当期の期末配当を次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当て に関する事項及びその総額 当社普通株式 1株につき金90円 配当総額 **11.369.056.770円**

*2020年12月2日にお支払いいたしました中間配当金90円とあわせ、 年間配当金は、1株につき金180円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日 2021年6月24日

《ご参考》 1 株当たり配当金及び連結配当性向の推移

					第 122 期 (2017年4月1日~) 2018年3月31日	第 123 期 (2018年4月1日~) (2019年3月31日	第 124 期 (2019年4月 1日~) (2020年3月31日	第 12 (2020年4月 2021年3月	1 ⊟~ \
中	間	配	当	(円)	60	80	90		90
期	末	配	当	(円)	70	80	90	(見通し)	90
年	間	配	当	(円)	130	160	180	(見通し)	180
連結	配:	当 性	向	(%)	25.9	24.6	39.3	(見通し)	28.7

第2号議案 取締役8名選任の件

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としております。取締役全員7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。また、取締役会での今後の技術領域における議論の活発化等を通じ、持続的な成長を目指す当社の経営体制のさらなる強化を図るため、取締役を1名増員いたしたいと存じます。

つきましては、取締役8名(うち社外取締役は3名)の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすることを基本方針としております。本議案が承認可決された場合、独立社外取締役が取締役総数に占める比率は、引き続き3分の1以上となります。

また、当社は、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を設置しており、同委員会の委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。本議案におけるすべての候補者は、指名諮問委員会による審議を経ております。

取締役候補者は、次ページのとおりであります。

候補者 番号	氏	名					当社における 地位、担当等	指名 諮問 委員会	報酬 諮問 委員会	取締役会への出席状況
1	石 黒	成直	再任			男性	代表取締役社長 ・加湿器対策本部長	0	_	100% (14回中14回)
2	やまにし 山 西	哲司	再任			男性	代表取締役専務執行役員 ・Global Chief Compliance Officer ・経理・財務本部長	_	_	100% (14回中14回)
3	まみ た 澄 田	まこと 誠	再任			男性	取締役会長 ・コーポレート・ガバナンス 委員会委員長	0	0	100% (14回中14回)
4	*** *** 逢 坂	清治	再任			男性	取締役専務執行役員 ・戦略本部長	<u> </u>	0	100% (14回中14回)
5	佐藤	茂樹	新任			男性	常務執行役員 ・技術・知財本部長	_	_	<u> </u>
6	石村	かずひこ 和 彦	再任	士 外	独立役員	男性	取締役	0	O (委員長)	92.9 % (14回中13回)
7	なか や ま 中 山	こずゑ	再任	土外	独立役員	女性	取締役	0	0	100% (10回中10回) (2020年6月 取締役就任後)
8	岩井	睦雄	新任	土外	独立役員	男性	_	_	_	_

いしぐろ

しげなお

(1957年10月30日生)

再任

所有株式数 5.500株

当事業年度における 取締役会への出席状況

14回中14回

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 1月 当社入社

2002年 4月 当社レコーディングメディア&ソリューショ

ンズビジネスグループ欧州営業部経営企画担 当部長

2004年 7月 当社ヘッドビジネスグループHDDヘッドビ

ジネスディビジョン日本オペレーション企画 グループリーダー

2007年 4月 当社ヘッドビジネスグループHDDヘッドビ

ジネスディビジョン日本オペレーションリー ター

2011年 4月 当社ヘッドビジネスグループ デピュティゼネ

ラルマネージャー

2012年 6月 当社ヘッドビジネスグループ ゼネラルマネー

ジャー

2014年 6月 当社執行役員

2015年 4月 当社磁気ヘッド&センサビジネスカンパニー

CEO

2015年 6月 当社常務執行役員

2016年 6月 当社代表取締役社長兼加湿器対策本部長(現

仟)

当社生産本部長

▶候補者とした理由

同氏は、HDD(ハードディスクドライブ)用ヘッド事業の責任者を経て、2016年から代表取締役社長を務めており、新たな 事業の創出と経営改革を強力に推し進めております。グローバルでの豊富なマネジメント経験と見識を活かし、引き続き当社の 取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたし ました。

▶その他

現在、同氏は指名諮問委員会の委員を務めております。

ゃ_{まにし}てっじ 山西 哲司

(1960年5月29日生)

再任

■ 所有株式数 3,000株

当事業年度における 取締役会への出席状況

14回中14回

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2005年 1月 当社アドミニストレーショングループ経理部

計数管理担当部長

2008年 7月 当社アドミニストレーショングループ経理部

計数管理グループ部長

2013年 6月 当社経理部長

2015年 4月 当社経理グループ ゼネラルマネージャー

2015年 6月 当社執行役員

2016年 6月 当社取締役

2017年 4月 当社経理·財務本部長(現任)

2017年 6月 当社常務執行役員

2018年 6月 当社代表取締役(現任) 2019年 4月 当社Global Chief Compliance Officer (現

任)

2020年 4月 当社専務執行役員 (現任)

▶候補者とした理由

同氏は、国内外の事業における経理・財務の経験を有し、現在は、代表取締役、Global Chief Compliance Officer(グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー)及び経理部門の責任者を務めております。当社のグローバルでの財務・経営管理面における高い能力と専門性やこれまでの経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

すみた

澄田

(1954年1月6日生)

再任

まこと

| 所有株式数

当事業年度における 取締役会への出席状況

14回中14回

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月 株式会社野村総合研究所入社

1996年 6月 イノテック株式会社取締役

2005年 4月 同社代表取締役専務

2005年 6月 アイティアクセス株式会社取締役

2007年 4月 イノテック株式会社代表取締役社長

2011年 6月 当社社外監査役

2013年 4月 イノテック株式会社代表取締役会長

2013年 6月 当社社外監査役辞任

当社社外取締役

2015年 2月 INNOTECH FRONTIER, Inc.代表取締役会長

2018年 6月 イノテック株式会社取締役会長

当社取締役会長(現任)

2021年 4月 イノテック株式会社取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

• イノテック株式会社取締役

▶候補者とした理由

同氏は、事業会社の経営者としての豊富なマネジメントの経験や知識のみならず、幅広い見識を有する人材であります。また、同氏は、2011年から2018年まで当社の社外役員を務めた後、同年から当社の取締役会長としてコーポレート・ガバナンスの強化等に取り組んでおります。これまでの経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

▶その他

現在、同氏はコーポレート・ガバナンス委員会の委員長、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員を務めております。

逢坂 清治

(1958年10月28日生)

再任

】所有株式数 3,000株

当事業年度における 取締役会への出席状況

14回中14回

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社

2003年 4月 当社経営企画部担当部長

2009年 6月 当社執行役員

当社コーポレートストラテジーグループ経営

企画部長

2011年 5月 当社経営企画グループ ゼネラルマネージャー

兼経営企画グループ経営企画部長

2012年 6月 当社常務執行役員

2012年 6月 TDK-EPC Senior Executive Vice President

& COO

2015年 4月 当社電子部品営業本部長兼電子部品営業本部

ICTグループ ゼネラルマネージャー

2017年 4月 当社戦略本部長 (現任)

当社人事担当

2017年 6月 当社取締役専務執行役員(現任)

田淵電機株式会社社外取締役

▶候補者とした理由

同氏は、事業部門や営業部門を経て、現在は、経営企画・広報・取締役会室を統轄する部門の責任者として当社の経営戦略の立 案及び実行に取り組んでおります。これまでの経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務 執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

▶その他

現在、同氏は報酬諮問委員会の委員を務めております。

せい はまれる 佐藤 茂樹

(1964年7月9日生)

新任

| 所有株式数

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2004年 1月 当社テクノロジーグループ プロセス技術開発

センター長

2007年 2月 当社コンデンサビジネスグループ技術統括部

長

2011年12月 当社マグネティクスビジネスグループ積層製

品ビジネスユニット担当部長

2016年 4月 当社電子部品ビジネスカンパニー セラミック

コンデンサビジネスグループ ゼネラルマネー

ジャー

2019年 4月 当社執行役員

当社電子部品ビジネスカンパニーCEO

2021年 4月 当社常務執行役員 (現任)

当社技術・知財本部長(現任)

▶候補者とした理由

同氏は、研究開発部門を経て主要事業部門の技術責任者、部門長等を歴任し、現在は、研究開発部門の責任者として当社の研究開発の推進並びに知的財産戦略の立案及び実行に取り組んでおります。これまでの経験と見識を活かし、当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

いしむら

かずひこ

石村

和彦

(1954年9月18日生)

再任

社外

独立役員

▋所有株式数

当事業年度における 取締役会への出席状況

14回中13回

▲ 在任年数(本定時株主総会終結時)6年

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 入社

2006年 1月 同社執行役員関西工場長

2007年 1月 同社上席執行役員エレクトロニクス&エネル ギー事業本部長

2008年 3月 同社代表取締役兼社長執行役員COO

2010年 1月 同社代表取締役兼社長執行役員CEO

2015年 1月 同社代表取締役会長

2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

2017年 6月 株式会社 | H | 社外取締役 (現任)

2018年 1月 旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 取締役会

長

2018年 6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役(現

任)

2020年 3月 AGC株式会社取締役(2021年3月退任)

2020年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 (現任)

[重要な兼職の状況]

- 株式会社 | H | 社外取締役
- 野村ホールディングス株式会社社外取締役
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長

【社外取締役候補者】

▶候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識のみならず、幅広い見識を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対する監督及び取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、現在、同氏は報酬諮問委員会の委員長及び指名諮問委員会の委員を務めております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の一員として、役員の指名・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性の確保に寄与していただくことが期待されます。

▶独立役員(株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2、以下同じ)

現在、同氏は独立役員であり、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、その地位を継続いたします。

▶その他

- 同氏が社外取締役を務める株式会社 | H | と当社との間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少(当社グループの連結売上高に占める | H | グループに対する売上比率は 1 %未満、2021年 3 月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。
- 同氏が理事長を務める国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」)と当社との間には研究委託等の関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少(当社グループからの委託研究費等の支払額が産総研の年間収入額に占める比率は1%未満、2021年3月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。

なかやま

中山こずゑ

(1958年2月25日生)

再任

社 外

独立役員

当事業年度における 取締役会への出席状況

| 所有株式数

10回中10回 (2020年6月取締役就任後)

■ 在任年数(本定時株主総会終結時)1 年

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 日産自動車株式会社入社

2010年 9月 同社ブランドコーディネーションディビジョ

ン副本部長

2011年 3月 同社退職

2011年 4月 横浜市役所入庁

2012年 4月 同市文化観光局長

2018年 6月 株式会社横浜国際平和会議場代表取締役社長

(2020年6月退任)

2019年 6月 株式会社帝国ホテル社外監査役 (現任)

2020年 6月 当社社外取締役 (現任)

いすゞ自動車株式会社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

- 株式会社帝国ホテル社外監査役
- いすゞ自動車株式会社社外取締役

【社外取締役候補者】

▶候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、自動車産業におけるグローバルビジネスの豊富な経験と知識及び企業経営に関する知見を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対する監督及び取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、現在、同氏は指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員を務めております。本議案が承認可決され、社外取締役に 就任した場合、引き続き、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の一員として、役員の指名・報酬に関する決定プロセスの透明 性・客観性の確保に寄与していただくことが期待されます。

▶独立役員

現在、同氏は独立役員であり、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、その地位を継続いたします。

いわい

むつお

睦雄

(1960年10月29日生)

新 任

| 所有株式数

2013年 6月 同社専務執行役員企画責任者

2020年 3月 同社取締役副会長(現任)

役 (現任)

2020年 1月 同社取締役

2016年 1月 同社専務執行役員たばこ事業本部長

2016年 3月 同社代表取締役副社長たばこ事業本部長

2020年 6月 株式会社ベネッセホールディングス社外取締

社 外

独立役員

▶略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 日本専売公社入社

2005年 6月 日本たばこ産業株式会社執行役員食品事業本

部食品事業部長

2006年 6月 同社取締役常務執行役員食品事業本部長

2008年 6月 同社常務執行役員企画責任者

2010年 6月 同社取締役常務執行役員企画責任者兼食品事

業担当

2011年 6月 同社取締役

JT International S.A. Executive Vice

President

[重要な兼職の状況]

- 日本たばこ産業株式会社取締役副会長(非業務執行取締役)
- 株式会社ベネッセホールディングス社外取締役

【社外取締役候補者】

▶候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、たばこ、医薬品、食品等の事業をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験と知識を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対する監督及び取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の一員として、役員の指名・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性の確保に寄与していただくことが期待されます。

▶独立役員

本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、独立役員となる予定であります。

▶その他

同氏が取締役を務める日本たばこ産業株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少(当社グループの連結売上高に占める日本たばこ産業グループに対する売上比率は1%未満、2021年3月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。

- (注) 1. 上記8名の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、石村和彦及び中山こずゑの両氏が社外取締役に就任した場合、当該責任限定契約は、引き続き効力を有するものとしております。

また、本議案が承認可決され、岩井睦雄氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

- 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を塡補することとしております。被保険者の保険料は当社が全額負担しており、本議案が承認可決され、上記8名の取締役候補者各氏が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
- 4. 石村和彦氏が2017年6月から社外取締役を務めている株式会社 I H I は、民間航空機エンジンの整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から、認可を受けた修理の方法によって航空機用エンジンを修理するよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また、同年4月には国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実の判明後は、再発防止策の確実な実施及びコンプライアンス体制のさらなる強化を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 5. 石村和彦氏は、2018年6月から野村ホールディングス株式会社の社外取締役を務めておりますが、同社及び同社の子会社である野村證券株式会社は、2019年5月に金融庁から金融商品取引法に基づく業務改善命令を受けました。これは、東京証券取引所の「市場構造の在り方等に関する懇談会」において上位市場の指定・退出基準に関し議論が行われる中で、当該基準に係る不適切な情報伝達が野村證券株式会社で発生したことを受けて発出されたものであります。同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実の判明後は、再発防止に向けた法令等遵守態勢及び内部管理態勢の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 6. 当事業年度における社外役員に関する事項(主な活動状況)については、事業報告45ページに記載のとおりであります。

以上

《ご参考》当社のコーポレート・ガバナンス

(1) 基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、「TDK コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しております。

この基本方針のほか、当社のコーポレート・ガバナンスに関する情報は、以下の当社 ウェブサイトからご覧いただけます。

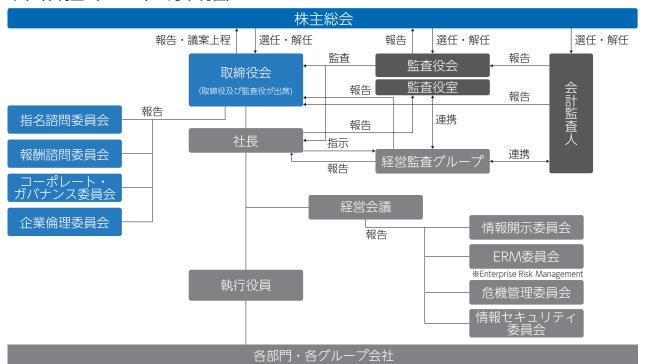


https://www.tdk.com/ja/ir/tdk_management_policy/governance/index.html

(2) これまでの主な取り組み

(2) これ	きでの王	な取り	組み						,
	2002	2005	2007	2008	2009	2012	2015	2018	2020
	取締役総	総数を12	名から	7名に	縮小				
取締役会									
						社外取約	命役が取締役会	€議長に就任	
社外取締役	1名を招	1000		2名	3名		取締役の3分の	11以上を独立さ	t外取締役とすることを基本方針として決定
11774以中1又	1-0 610	145		21	3-1				これ 一人
	報酬諮問	『委員会 』	を発足	(委員:	長:社外耶	双締役)			
各種委員会				指名	諮問委員会	会を発足(委員長:社外!	取締役)	
								コーポレ-	ート・ガバナンス委員会を発足
		株式幸	服酬型ス	トック	オプション	/を導入	取締役賞与及び株 ストックオプショ 報酬体系を見直し	式報酬型ンについて	取締役の報酬体系を見直し、株式報酬型ストック オプション制度を事後交付型株式報酬制度に変更
役員報酬							中国的神外でとうも置う		
人只+以1/			41.61	日のを並ぶり	TT-7 1/15/- 75-7	∕┸┸┸	· # + ### # # 2	15 亦事	
			往外	取締役	及び監査	安の報酬を	₹基本報酬のみ	に変更	
			1			i e			

(3) 体制図(2021年3月末現在)



指名諮問委員会

■役割:取締役及び監査役並びに執行役員の指名に 関し、期待される要件を審議の上、候補者

を推薦

■構成:委員長 社外取締役 八木 和則

委員社外取締役石村和彦委員社外取締役中山こずゑ委員取締役会長澄田誠

委員 代表取締役社長 石黒 成直

報酬諮問委員会

■役割:取締役及び執行役員の報酬の仕組みと水準を

審議し、取締役会に答申

■構成:委員長 社外取締役 石村 和彦

委員 社外取締役 八木 和則 委員 社外取締役 中山 こずゑ

委員 取締役会長 澄田 誠 委員 取締役専務執行役員 逢坂 清治

(4) 役員指名

① 役員指名手続

指名諮問委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。同委員会の委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。また、社外役員の独立性についても審議しております。第2号議案におけるすべての候補者は、同委

指名諮問委員会

員会による審議を経ております。

- ・取締役、監査役、執行役員候補者の 選定
- 社外役員候補者の独立性の確認



取締役会

- ・取締役、監査役候補者の決 定
- ・執行役員の選任



株主総会

・取締役、監査役の選任

② 取締役会の構成

■基本方針

- ・経営の迅速な意思決定を図るために取締役会を少人数構成とする。
- ・取締役の3分の1以上を独立社外取締役とする。
- ・取締役会議長は、監督と執行の一層の分離を図る観点から、原則として独立社外取締役が務める。
- ■第2号議案が原案どおり承認可決された場合の社外役員の 就任状況

取締役:8名中3名が独立社外取締役(うち女性1名) 監査役:5名中3名が独立社外監査役(うち女性1名)

合 計:13名中6名が社外役員(うち女性2名)

取締役と監査役を合わせた 取締役会の構成 本外役員 合名 一 社内役員

③ 社外役員の独立性基準

当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第436条の2)」及び「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」等を参考に、当社の【独立性検証項目】を設定しております。その概要は、以下のとおりであります。

【独立性検証項目】

- (1) TDKグループ関係者の場合
 - 現在及び過去10年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。
 - ①当社または当社子会社の取締役(社外取締役を除く)
 - ②当社または当社子会社の監査役(社外監査役を除く)
 - ③当社または当社子会社の執行役員
 - ④当社または当社子会社の使用人
- (2) 取引先の場合

現在及び過去3年間において、下記①の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記②に該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ①当該取引により、TDKグループまたは当該取引先の存続発展に必要ないし多大な影響を及ぼす地位を有すると、客観的・合理的に認められる場合(依存度が高い場合、連結売上の2%以上である場合、TDKグループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合)
- ②当該取引先との取引において、TDKグループ内で当該社外役員の関与が認められる場合
- (3) コンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合 現在及び過去3年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと 判断する。
 - ①役員報酬以外に、金銭その他の財産をTDKグループから得ることにより、当該社外役員(候補者の場合を含む、以下同じ)が独立役員としての職務を果たせないと、客観的・合理的に認められる場合(依存度が高い場合)
 - ②当該社外役員の属する団体(以下、「当該団体」という)が、TDKグループから役員報酬以外に、金銭その他の財産を得ることにより、当該社外役員が独立役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に認められる場合(年間総報酬の収入の2%以上である場合)
 - ③専門家または当該団体から受けるサービス等がTDKグループの企業経営に不可欠ないし他に同等なサービス等の提供先が容易に見つからないなど、TDKグループの依存度が高い場合
 - ④当該団体から受けるサービス等において、TDKグループ内で当該社外役員の関与が認められる場合
- (4) 当該社外役員の近親者の場合

現在及び過去3年間において、当該社外役員の近親者(2親等内の親族)が以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ①上記(1)または(2)に掲げる者(重要でない者を除く)
- ②当社または当社子会社の業務執行者 (重要でない者を除く)

(5) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくために、毎期、取締役会の実効性評価を実施しております。また、その実効性を中立的・客観的に検証するため、一定期間毎(3年に一度を目途)に第三者評価機関に評価を依頼しております。

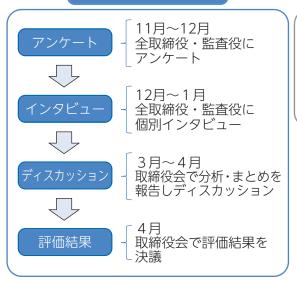
2021年3月期の取締役会評価においては、2019年3月期に第三者評価機関による調査を実施したことから、取締役会の諮問機関であるコーポレート・ガバナンス委員会(委員長:取締役会長 澄田誠)が中立的な立場で主導して実施いたしました。

評価は、全取締役・監査役へのアンケート及びインタビュー並びに取締役会でのディスカッションにより行いました。また、前期の評価で抽出された課題に対しては、改善施策を実施し、その結果を検証することで、継続的にガバナンスの改善を図るサイクルを回しております。

評価の結果、取締役会及びその諮問委員会(指名諮問委員会及び報酬諮問委員会)は、規模や構成、 議案や審議内容、議論の状況、経営への反映等の点から、実効性が十分に確保されていると判断されま した。詳細については、当社ウェブサイト(URL等は17ページに記載)に掲載しております。

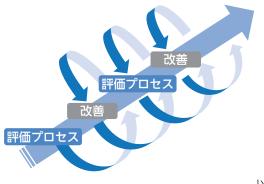
<取締役会評価プロセスとガバナンス改善サイクル>

評価プロセス



改善サイクル

- 評価で抽出された「課題」に関する報告を 取締役会年間スケジュールにより計画化
- 改善施策を実施
- 次回取締役会評価で結果を検証
- 以上の評価、課題抽出、改善、評価(検証) のサイクルを毎年回し、継続的にガバナンス を改善



以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大や深刻化した米中対立等の影響を大きく受けました。一方、社会経済活動や生産活動が徐々に再開されたことに伴い、回復基調が続きました。

当社の連結業績に影響を与えるエレクトロニクス市場を概観しますと、自動車市場においては、第1四半期に各国のロックダウン措置により需要が大きく低迷いたしましたが、第2四半期から受注が急回復し、その後も好調に推移いたしました。自動車の生産台数は前期の水準を下回ったものの、電装化の進展や電気自動車の比率拡大により、部品搭載点数増加の傾向が継続いたしました。ICT(情報通信技術)市場においては、テレワークやオンライン授業の導入が急速に進み、ノートパソコンやタブレット端末の需要が大幅に拡大いたしました。さらに5G(第5世代移動通信システム)関連の需要も堅調に推移し、スマートフォンの生産台数は前期の水準まで回復いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は、次のとおりとなりました。

			前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減
売	上	高	1,363,037百万円	1,479,008百万円	8.5%
営	業利	益	97,870百万円	111,535百万円	14.0%
税引	前 当 期 純	利 益	95,876百万円	121,904百万円	27.1%
当社株	主に帰属する当期	純利益	57,780百万円	79,340百万円	37.3%
	1 株当たり当社4 する当期純		457円47銭	628円8銭	170円61銭

(2) 部門別概況

当社グループの売上高は [受動部品] 、 [センサ応用製品] 、 [磁気応用製品] 及び [エナジー応用製品] の4つの報告セグメントと、これらに属さない [その他] で構成されます。セグメントを構成する事業区分別の売上高の概況は、次のとおりであります。

〔連結〕

セグメントを構成する事業	主な用途	売上高	構成比	前連結会計年度比増減
		百万円	%	%
コンデンサ		158,182	10.7	2.8
インダクティブデバイス	通信、音響、映像、 - 〇A等の各種機器、	139,990	9.4	1.8
その他受動部品	自動車、産業機器等	108,954	7.4	4.8
受 動 部 品		407,126	27.5	3.0
センサ応用製品	自動車、産業機器、 通信機器等	81,345	5.5	4.4
磁気応用製品	コンピューター及び コンピューター周辺機器、 自動車、産業機器等	199,253	13.5	△9.3
エナジー応用製品	通信機器、コンピューター、 産業機器、自動車等	740,227	50.0	23.8
そ の 他	通信機器、産業機器等	51,057	3.5	△29.4
合 計		1,479,008	100.0	8.5
海外売上高 (内数)		1,361,803	92.1	8.7

受動部品セグメント

当セグメントは、①コンデンサ事業②インダクティブデバイス事業③その他受動部品で構成され、連結売上高は、4,071億26百万円(前期3,954億56百万円、前期比3.0%増)となりました。

コンデンサ事業は、セラミックコンデンサ、アルミ電解コンデンサ及びフィルムコンデンサから構成され、連結売上高は、1,581億82百万円(前期1,538億82百万円、前期比2.8%増)となりました。セラミックコンデンサの販売は、自動車市場向けが増加いたしました。アルミ電解コンデンサ及びフィルムコンデンサの販売は、産業機器市場向けが増加いたしました。

インダクティブデバイス事業の連結売上高は、1,399億90百万円(前期1,375億72百万円、前期比1.8%増)となりました。ICT市場向けの販売が増加したものの、産業機器市場向けの販売は減少いたしました。

その他受動部品は、高周波部品及び圧電材料部品・回路保護部品で構成されており、連結売上高は、1,089億54百万円(前期1,040億2百万円、前期比4.8%増)となりました。ICT市場及び産業機器市場向けの販売が増加いたしました。

センサ応用製品セグメント

当セグメントは、温度・圧力センサ、磁気センサ及びMEMSセンサで構成され、連結売上高は、813億45百万円(前期779億38百万円、前期比4.4%増)となりました。

ICT市場向けの販売は増加したものの、自動車市場向けの販売は減少いたしました。

磁気応用製品セグメント

当セグメントは、HDD(ハードディスクドライブ)用ヘッド、HDD用サスペンション及びマグネットで構成され、連結売上高は、1,992億53百万円(前期2,196億68百万円、前期比9.3%減)となりました。

HDD用ヘッド及びHDD用サスペンションは、ICT市場向けの販売が減少いたしました。マグネットは、自動車市場向けの販売が減少いたしました。

エナジー応用製品セグメント

当セグメントは、エナジーデバイス(二次電池)及び電源で構成され、連結売上高は、7,402億27百万円(前期5,976億98百万円、前期比23.8%増)となりました。

エナジーデバイスの販売は、主にICT市場及び産業機器市場向けが大幅に増加いたしました。

その他

その他は、メカトロニクス(製造設備)及びスマートフォン向けカメラモジュール用マイクロアクチュエータ等で構成され、連結売上高は、510億57百万円(前期722億77百万円、前期比29.4%減)となりました。

メカトロニクスは、産業機器市場向けの販売が増加いたしました。スマートフォン向けカメラモジュール用マイクロアクチュエータは、ICT市場向けの販売が大幅に減少いたしました。

(3) 設備投資の状況

当社グループは、エレクトロニクス市場における急速な技術革新や販売競争の激化に的確に対応するため、当連結会計年度において2,123億55百万円(前期1,734億29百万円、前期比22.4%増)の設備投資を実施いたしました。

投資した主要な設備は、二次電池の増産・生産合理化のための工場及び製造設備、セラミックコンデンサ及びインダクティブデバイスの増産・生産合理化のための製造設備並びにHDD用高密度次世代へッド及びHDD用サスペンションの製造設備であり、当連結会計年度においては、これらの主要事業を中心に設備投資を実施いたしました。

(4) 研究開発の状況

当社グループは、多様化するエレクトロニクス市場に対応するため、継続的な新製品開発の強化・拡大を図っており、当連結会計年度において1,270億46百万円(前期1,174億89百万円、前期比8.1%増)の研究開発を実施いたしました。

DX(デジタルトランスフォーメーション)とEX(エネルギートランスフォーメーション)を支える最先端技術により、持続可能な社会の発展に貢献すべく、マーケティング機能との連携を強化し、今後の成長が期待される二次電池、センサ等の開発に注力しております。

また、研究開発のグローバル4極体制(日本、米州、欧州、アジア)とTime to Marketの考えのもと、各地域の最先端企業や研究開発機関との連携による製品開発を展開しております。

(5) 資金調達及び借入の状況

当連結会計年度末における当社グループの社債及び借入債務の残高は、次のとおりであります。

			項目					当連結会計年度末残高	前連結会計年度末比増減
社							債	99,612百万円	99,612百万円
短	期	長	期	借	入	債	務	383,724百万円	△40,966百万円
合							計	483,336百万円	58,646百万円

なお、社債の発行及び短期・長期借入は、主に当社が行っております。当事業年度末における当社発 行の社債の内容及び当社の主な借入先は、次のとおりであります。

① 普通社債(2020年7月28日発行)

区分	発行総額	利率	償還期限
第5回無担保社債	30,000百万円	年0.18%	2025年7月28日
第6回無担保社債	30,000百万円	年0.31%	2027年7月28日
第7回無担保社債	40,000百万円	年0.43%	2030年7月26日

② 主な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀	行 69,000
株式会社三井住友銀	行 67,000
株式会社三菱UFJ銀	行 67,000
三井住友信託銀行株式会	社 51,000
株式会社みずほ銀	行 50,500
株式会社日本政策投資銀	行 35,000

(6) 事業の譲渡及び他の会社の事業の譲受け、他の会社の株式等の取得及び処分等の状況 該当する重要な事項はありません。

(7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

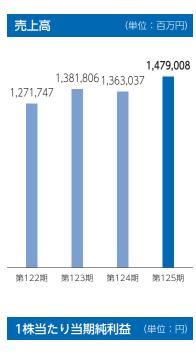
[連結]

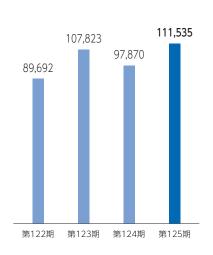
	区	分		第122期 (2017年4月1日~) (2018年3月31日)	第123期 (2018年4月1日~) (2019年3月31日)	第 124期 (2019年4月1日~) (2020年3月31日)	第125期 (2020年4月1日~) 2021年3月31日
売	上	高	(百万円)	1,271,747	1,381,806	1,363,037	1,479,008
営	業和	山 益	(百万円)	89,692	107,823	97,870	111,535
当社当	生株主に帰期 純	属 す る 利 益	(百万円)	63,463	82,205	57,780	79,340
基本帰属		社株主に 純 利 益	(円)	502.80	651.02	457.47	628.08
総	資	産	(百万円)	1,905,209	1,992,480	1,943,379	2,401,433
純	資	産	(百万円)	831,232	883,756	848,564	1,006,297
株	主 資	本	(百万円)	824,634	877,290	843,957	1,003,538
1 株	当 た り 株	主資本	(円)	6,532.01	6,946.70	6,681.15	7,944.23
1 株	当たり年間	配当金	(円)	130	160	180	180
株主	資本利益率(ROE)	(%)	7.8	9.7	6.7	8.6
総資	産利益率(ROA)	(%)	3.6	4.2	2.9	3.7
株主	資本配当率(DOE)	(%)	2.0	2.4	2.6	2.5

⁽注) 1. 基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり株主資本は、それぞれ自己株式を控除した、加重平均発行済株式数及び期末発行済株式数で算出表示しております。

^{2.} 第125期の1株当たり年間配当金180円のうち、期末配当の90円につきましては、2021年6月23日開催の第125回定時株主総会においてご決議いただく予定であります。

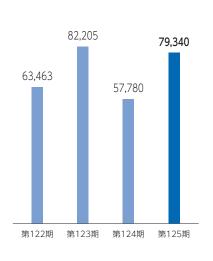
^{3.} FASBASU 2017-07 「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善」の適用に伴い、第122期の実績について組替を実施した結果、営業利益を4,059百万円増加させて表示しております。





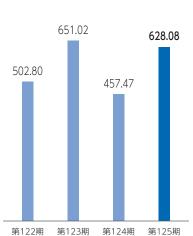
(単位:百万円)

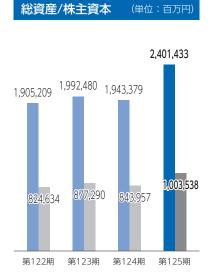
営業利益

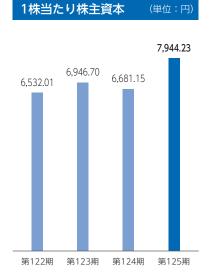


(単位:百万円)

当期純利益







(8) 対処すべき課題

① 当社グループの中長期的な経営戦略

エレクトロニクスを取り巻く環境は、大きな変革期を迎えており、化石燃料から再生可能エネルギーをベースとする社会への転換(エネルギートランスフォーメーション、EX)及び IoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)といったデジタル技術が社会のあらゆる領域に浸透することによりもたらされる変革(デジタルトランスフォーメーション、DX)が始まっております。

当社グループは、このような社会環境の変化を、新たな社会貢献と事業成長の機会と捉えて、2022年3月期を初年度とする中期3か年計画(中期計画)を策定いたしました。DXに対しては、高速通信ネットワーク、センサ、自動運転、ロボット用の製品等の供給を通じて、デジタル技術による社会の変革に貢献してまいります。EXに対しては、高効率なエネルギー社会の実現に必要なエネルギーの蓄電、変換、制御に関わる製品や、電気自動車・再生可能エネルギー関連の製品等の供給により、脱炭素社会の推進に貢献してまいります。

中期計画では、社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献する「社会的価値」をスタートポイントとして、社会に対して価値ある製品を提供し続ける「成長戦略」、そして効率的な経営を追求する「資本効率」という3つの柱をサイクルで回していくことにより企業価値の創出を図ってまいります。当社は、「社会的価値」を経営計画の基点に位置付けており、SDGs (2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際開発目標)も踏まえて、

当社グループが最優先で取り組むべき経営課題として「TDKグループのマテリアリティ(重要課題)」を決定いたしました。この「TDKグループのマテリアリティ」では、EX、DXを社会的価値創造と企業成長のために当社グループが注力する事業領域と定め、また、価値創造の基盤となる領域として、「品質管理」、「人材マネジメント」、「サプライチェーンマネジメント」、「オポチュニティ&リスクマネジメント」、「権限委譲と内部統制の追求」、「資産効率の向上」を設定いたしました。

このマテリアリティと中期計画は、社会的価値を基点とする一体的な取り組みであり、社会的価値、成長戦略、資本効率からなる価値創造サイクルを循環させ、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上の両立を実現してまいります。

社会課題を解決し、 持続可能な社会の実現に貢献する



② 当社グループの対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、社会構造や産業構造を大きく変えております。この変化は、感染が収束したとしてもとどまることはなく、「新定常」として定着するものと考えられます。これは、当社グループを取り巻く環境にも大きな変化をもたらす可能性があります。

しかしながら、このような社会構造・産業構造の変化の中にあっても、エレクトロニクス市場においては、EXやDXの潮流は拡大し、当社グループの事業領域に新たな市場の創造をもたらすことも見込まれます。例えば、EXにおいては再生可能エネルギーや電気自動車の普及、DXにおいては5Gの普及、自動車におけるADAS(先進運転支援システム)の実用化、IoT・ウェアラブル製品やクラウドサービスのさらなる普及等が、当社グループにおける大きな成長機会であると捉えております。これらの大きな変化に乗り遅れることなく、成長機会を確実に捉えるため、積極的な研究・技術開発を行い、競争力を持つ新製品のタイムリーな投入と需要に応じた生産能力の拡大を行ってまいります。

成長を実現するために、マテリアリティとして設定した「品質管理」、「人材マネジメント」、「サプライチェーンマネジメント」、「オポチュニティ&リスクマネジメント」、「権限委譲と内部統制の追求」、「資産効率の向上」の課題への取り組みが重要となってまいります。

例えば「資産効率の向上」の一環として、グループの事業ポートフォリオの見直し・再構築に取り組んでおります。また、成長を支える根本は人です。外国人従業員比率が9割を超える当社グループにとって、人材の多様さと豊富さが競争力の源泉の一つであり、才能ある人材を惹きつけ、確保するための「人材マネジメント」の各種施策に継続的に取り組んでおります。

《ご参考》2022年3月期の連結業績予想(2021年4月28日公表)

	2021年3月期実績	2022年3月期予想	2021年3月期比増減
売 上 高	1,479,008百万円	1,600,000百万円	8.2%
営 業 利 益	111,535百万円	150,000百万円	34.5%
税引前当期純利益	121,904百万円	150,000百万円	23.0%
当社株主に帰属する当期純利益	79,340百万円	100,000百万円	26.0%
基本 1 株当たり当社株主に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	628円8銭	791円62銭	163円54銭
1 株当たり年間配当金	180円	190円	10円

(9) 主要な事業内容

当社グループは、電子部品等の製造及び販売を主な事業としており、4つの報告セグメントと、これらに属さないその他を構成する主な事業は、次のとおりであります。

	セグメント	`	構成する主な事業
受	動	部 品	セラミックコンデンサ、アルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサ、 インダクティブデバイス(コイル、フェライトコア、トランス)、 高周波部品、圧電材料部品・回路保護部品
セ :	ンサ応月	用製品	温度・圧力センサ、磁気センサ、MEMSセンサ
磁	気 応 用	製品	HDD用ヘッド、HDD用サスペンション、マグネット
エフ	ナジー応	用製品	エナジーデバイス(二次電池)、電源
そ	の	他	メカトロニクス(製造設備)、 スマートフォン向けカメラモジュール用マイクロアクチュエータ等

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

本		社	東京都中央区
営	業	所	仙台営業所(宮城)、松本営業所(長野)、名古屋営業所(愛知)、大阪営業所(大阪) 九州営業所(福岡)
I		場	本荘工場(秋田)、にかほ工場(秋田)、稲倉工場(秋田)、成田工場(千葉) 甲府工場(山梨)、浅間テクノ工場(長野)、千曲川テクノ工場(長野) 静岡工場(静岡)、三隈川工場(大分)
		拠点	

② 子会社

次ページの「(11) 重要な子会社の状況 ① 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(11) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
TDKラムダ株式会社 (東京都中央区)	百万円 2,976	100%	エナジー応用製品の製造・販売
TDK秋田株式会社 (秋田県由利本荘市)	百万円 200	100%	受動部品の製造
T D K 庄内株式会社 (山形県鶴岡市)	百万円 110	100%	受動部品の製造
TDK China Co., Ltd. (中国・上海市)	千人民元 260,973	100%	中国子会社の管理・統括
TDK HONGKONG COMPANY LIMITED (中国・香港)	千香港ドル 25,500	100%	受動部品の製造・販売
SAE Magnetics(Hong Kong)Limited (中国・香港)	千香港ドル 50	* 100%	磁気応用製品の製造・販売
TDK Xiamen Co., Ltd. (中国・廈門市)	千人民元 681,074	* 100%	受動部品の製造・販売
Amperex Technology Limited (中国・香港)	千米ドル 277,588	* 100%	エナジー応用製品の製造・販売
TDK (Shanghai) International Trading Co., Ltd. (中国・上海市)	千人民元 1,659	* 100%	受動部品の販売
TDK Taiwan Corporation (台湾・台北市)	千台湾ドル 424,125	95.4%	「その他」に区分される製品の製造・販売
Magnecomp Precision Technology Public Co., Ltd. (タイ・アユタヤ県)	千米ドル 96,333	99.8%	磁気応用製品の製造・販売
TDK Singapore(Pte)Ltd. (シンガポール)	千米ドル 126	*100%	受動部品及び磁気応用製品の販売
TDK U.S.A. Corporation (米国・ニューヨーク州)	千米ドル 1,975,155	100%	米国子会社の管理・統括
InvenSense, Inc. (米国・カリフォルニア州)	千米ドル 1,499,623	* 100%	センサ応用製品の製造・販売
TDK Corporation of America (米国・イリノイ州)	千米ドル 3,800	*100%	受動部品の販売
TDK Europe S.A. (ルクセンブルク・ヴィンドホフ市)	千ユーロ 20,974	100%	欧州子会社の管理・統括
TDK Electronics AG (ドイツ・ミュンヘン市)	千ユーロ 66,682	* 100%	受動部品の製造・販売
TDK Europe GmbH (ドイツ・ミュンヘン市)	千ユーロ 46,545	* 100%	受動部品の販売
TDK-Micronas GmbH (ドイツ・フライブルク市)	千ユーロ 500	100%	センサ応用製品の製造・販売

⁽注) 1. 資本金及び議決権の所有割合は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 2. *印は、間接保有を含む比率であります。

② 企業結合等の状況

区分		会社数	前連結会計年度末比増減
	国 内	12	△1社 (内訳:1社減)
連結子会社	海 外	128	- (内訳:2社増、2社減)
	合 計	140	△1社(内訳:2社増、3社減)
	国 内	3	_
持分法適用関連会社	海 外	2	- (内訳:1社増、1社減)
	合 計	5	- (内訳:1社増、1社減)

(12) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
129,284名	22,146名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートを除いて記載しております。
 - 2. 前連結会計年度末比増加の主な要因は、エナジー応用製品セグメントにおける人員の増加によるものであります。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

二次電池事業における業務提携及び電気自動車向け製品における協業関係の構築

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、当社の子会社であるAmperex Technology Limited(A T L 社、本社:中国・香港)がContemporary Amperex Technology Co., Limited (C A T L 社、本社:中国・福建省)との間で、家庭用蓄電システム、電動二輪車のほか産業用途等に適した中型二次電池事業に関して合弁会社の設立を伴う業務提携及びクロスライセンスを行うことを決議し、A T L 社は、同日付でC A T L 社と業務提携及びクロスライセンスに関する契約を締結いたしました。

また、当社は、電気自動車向け電子部品、電源製品等をCATL社に提供するなど、同社との協業関係の構築を進めることについても決議し、当社は、同日付でCATL社と協業に関する契約を締結いたしました。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

480,000,000株 (2) 発行済株式の総数 129,590,659株

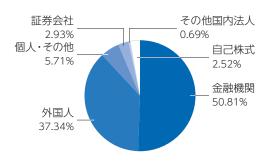
(自己株式3,267,806株を含む)

(3) 株主数

(前事業年度末比140名減)

21,782名

《ご参考》所有者別株式分布状況 (発行済株式の総数に対する比率)



(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,658	22.69
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,313	11.33
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	3,497	2.77
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,325	2.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	2,751	2.18
株式会社日本カストディ銀行(信託ロ7)	2,279	1.80
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,161	1.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,647	1.30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,640	1.30
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,499	1.19

⁽注) 1. 持株比率は、自己株式3,267,806株を控除して計算しております。

^{2.} 自己株式は、上記大株主からは除外しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権 等の状況

	新株予約権の 払込金額 4年は1988			保有	状況				
	発行決議日	の数	目的となる株式 の種類及び数	(発行価額)	行使期間	取	双締役	監	査役
2005年	2005年6月29日	26個	普通株式 2,600株	無償	2005年7月1日~ 2025年6月30日		_		_
2008年	2008年5月28日	17個	普通株式 1,700株	5,967円 (公正価値)	2008年7月6日~ 2028年7月5日		_		_
2009年	2009年5月27日	68個	普通株式 6,800株	4,021円 (公正価値)	2009年7月5日~ 2029年7月4日		_		_
2010年	2010年5月26日	137個	普通株式 13,700株	4,213円 (公正価値)	2010年7月4日~ 2030年7月3日	1名	7個		_
2011年	2011年5月25日	163個	普通株式 16,300株	3,925円 (公正価値)	2011年7月3日~ 2031年7月2日	1名	18個	1名	3個
2012年	2012年6月21日	184個	普通株式 18,400株	2,770円 (公正価値)	2012年7月8日~ 2032年7月7日	1名	25個	1名	3個
2013年	2013年6月19日	200個	普通株式 20,000株	3,112円 (公正価値)	2013年7月7日~ 2033年7月6日	1名	24個	1名	15個
2014年	2014年6月18日	291個	普通株式 29,100株	4,136円 (公正価値)	2014年7月6日~ 2034年7月5日	1名	24個	2名	28個
2015年	2015年7月31日	480個	普通株式 48,000株	6,806円 (公正価値)	2015年8月23日~ 2035年8月22日	3名	64個	2名	42個
2016年	2016年6月17日	400個	普通株式 40,000株	4,273円 (公正価値)	2016年7月10日~ 2036年7月9日	3名	126個	2名	25個
2017年	2017年6月16日	244個	普通株式 24,400株	6,584円 (公正価値)	2017年7月9日~ 2037年7月8日	3名	58個	2名	17個
2018年	2018年3月23日	812個	普通株式 81,200株	8,373円 (公正価値)	2018年4月8日~ 2038年4月7日	3名	286個	2名	29個
2018年第2号	2018年6月20日	24個	普通株式 2,400株	10,410円 (公正価値)	2018年7月8日~ 2038年7月7日	1名	24個		_

	7 44= ¥ □	新株予約権	新株予約権の	払込金額	4= /±++naa		保有物	犬況
	発行決議日	の数	目的となる株式 の種類及び数	(発行価額)	行使期間	取締役		監査役
2019年	2019年3月26日	187個	普通株式 18,700株	8,562円 (公正価値)	2019年4月7日~ 2039年4月6日	3名	39個	-
2019年第2号	2019年6月19日	32個	普通株式 3,200株	7,800円 (公正価値)	2019年7月7日~ 2039年7月6日	1名	32個	_
2020年	2020年3月25日	10個	普通株式 1,000株	7,596円 (公正価値)	2020年4月12日~ 2040年4月11日	2名	4個	-
2020年第2号	2020年5月25日	2個	普通株式 200株	7,596円 (公正価値)	2020年6月14日~ 2040年6月13日	1名	2個	_

- (注) 1. 上記の新株予約権は、いずれも行使価額が1株当たり1円の株式報酬型であります。
 - 2. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。
 - 3. 取締役が保有している新株予約権には、執行役員時に付与されたものが含まれております。
 - 4. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員時に付与されたものであります。
 - 5. 2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしました。

《ご参考》当事業年度末における当社及び当社子会社の役職員等が保有しているすべての新株予 約権等の状況

新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	発行済株式の総数 に対する比率
3,277個	普通株式 327,700株	0.25%

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況

	当社	土執行役員	当	社使用人	当社子会社	の役員及び使用人
	人数	交付数	人数	交付数	人数	交付数
2020年株式報酬型 新 株 予 約 権	1名	6個 (600株)	-	-	_	_

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役(社長)	石 黒 成 直	・加湿器対策本部長
代表取締役(専務執行役員)	山 西 哲 司	・Global Chief Compliance Officer ・経理・財務本部長
取締役(会長)	澄 田 誠	・イノテック株式会社取締役会長
取締役(専務執行役員)	逢坂清治	・ 戦略本部長
社 外 取 締 役	石 村 和 彦	・株式会社 H 社外取締役 ・野村ホールディングス株式会社社外取締役 ・国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
社 外 取 締 役	八木和則	・株式会社横河ブリッジホールディングス社外監査役 ・双日株式会社社外監査役
社 外 取 締 役	中 山 こずゑ	・株式会社帝国ホテル社外監査役 ・いすゞ自動車株式会社社外取締役
常勤監査役	末木悟	
常勤監査役	桃塚高和	
社 外 監 査 役	石 井 純	
社 外 監 査 役	ダグラス・K・ フリーマン	・フリーマン国際法律事務所代表
社 外 監 査 役	千葉通子	・千葉公認会計士事務所代表 ・カシオ計算機株式会社社外取締役監査等委員 ・DIC株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役石村和彦、八木和則及び中山こずゑの3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 - 2. 監査役石井純、ダグラス・K・フリーマン及び千葉通子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

3. 当事業年度末後、地位並びに担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

変更年月日 地位 氏名 担当及び重要な兼職の状況

2021年4月1日 取締役(会長) 澄 田 誠 ・イノテック株式会社取締役

- 4. 社外役員の重要な兼職先と当社との間で、取引関係のあるものは、次のとおりであります。
 - ・社外取締役石村和彦氏が社外取締役を務める株式会社 | H | と当社との間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少(当社グループの連結売上高に占める | H | グループに対する売上比率は 1 %未満、2021年 3 月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。
 - ・社外取締役石村和彦氏が理事長を務める国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」)と当社との間には研究 委託等の関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少(当社グループからの委託研究費等の支払額が産総研の年間収 入額に占める比率は1%未満、2021年3月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。
 - ・社外取締役八木和則氏が社外監査役を務める双日株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少(双日グループの連結売上高に占める当社グループに対する売上比率は1%未満、2021年3月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。
 - ・社外監査役千葉通子氏が社外取締役監査等委員を務めるカシオ計算機株式会社と当社との間には取引関係がありますが、 両者にとって取引金額は僅少(当社グループの連結売上高に占めるカシオ計算機グループに対する売上比率は1%未満、 2021年3月期実績)であり、重要な取引関係ではありません。
- 5. 監査役桃塚高和及び千葉通子の両氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役桃塚高和氏は、当社の経理・財務に関する業務に長年にわたり従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・社外監査役千葉通子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」)について、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たのち、取締役会において決定方針を決議いたしました。決定方針の概要は、次のとおりであります。

<基本方針>

取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会における審議・検証を通じ、以下を目的として報酬制度を設計する。

短期及び中長期の業績との連動性を重視し、また、多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬体系を絶えず追求することによって、取締役の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図る。

<各報酬等の決定に関する方針等>

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬で構成する。それぞれの額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針等は、以下のとおりとする。

a. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く、以下「固定報酬」)の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針及び内容についての決定の方法を含む。以下、cまで同じ)

当社は、固定報酬として、月例の基本報酬を支給する。個人別の報酬額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を用いて、同業種を中心とした同規模他社の報酬水準との比較検証結果を踏まえ、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得た役位毎の報酬テーブルを取締役会にて決議し、その報酬テーブルに基づき決定される。

b. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の 決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績連動賞与(金銭報酬)とする。短期業績との連動性を重視し、当該事業年度の連結業績に加え、担当部門毎に設定した指標等を使用し、目標値に対する達成度に応じて支給額が変動する仕組みとする。その内容は報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たのち取締役会で決議し、毎年一定の時期に支給する。

c. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬とする。中長期業績との連動性を重視し、その一部に中期経営計画の連結業績指標を使用し、目標値に対する達成度に応じて交付株式数が変動する仕組みとする。その内容は報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たのち取締役会で決議する。

なお、2021年3月期以降に付与する株式報酬は事後交付型株式報酬とする。事後交付型株式報酬は、中期経営計画初年度の初日から最終年度の末日までの3年間または3年以上で取締役会が定める期間の終了後に、交付株式数の約半分を株式で、残りを金銭として支給する。

- (注) 2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしました。このため、非金銭報酬等に関する決定方針に株式報酬型ストックオプション制度は含まれておりません。
- d. 固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額 に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼ねる取締役の種類別の報酬割合については、第三者による企業経営者の報酬に 関する調査等を用いて、同業種を中心とした同規模他社の報酬水準との比較検証結果を踏まえ、 上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とし、報酬諮問委員会へ諮問する。取締役会 は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合に基づいた役位 別の報酬テーブルを決議する。

なお、報酬等の種類毎の比率の目安は、基本報酬:業績連動賞与:株式報酬=1:0.5~0.6 程度:0.6~0.8程度とする(業績目標を100%達成した場合)。

- e. 上記各事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項 業績の急激かつ大幅な悪化、不法行為や法令違反等があった場合は、報酬諮問委員会における審議及び取締役会の決議に基づき報酬の減額や返還を求めることがある。
- (イ) 報酬諮問委員会の構成及び役割

報酬諮問委員会の委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。取締役及び 執行役員の報酬の仕組みと水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定プロセスの透明 性及び個別報酬の妥当性の確保に寄与しております。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。また、当事業年度において、決定方針に関する取締役会決議以前に株式報酬型ストックオプションを付与しておりますが、株式報酬型ストックオプションについても決定方針と基本的に同様の考え方を採用しておりました。株式報酬型ストックオプションの内容は、43ページの「③ 当事業年度に係る報酬等の総額」に記載のとおりであります。

なお、上記(ア)に記載のとおり、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決議しており、取締役その他の第三者に委任しておりません。

② 役員報酬の構成

報酬の種類		報酬の内容	固定/変動
基本報酬		月例支給の金銭報酬	固定
業績連動賞与		短期業績との連動性を重視した、毎年一定の時期に支給する金銭報酬。当該事業年度の連結業績(営業利益、ROE)及び部門目標の目標値の達成度に応じて、標準支給額に対し、0~200%の範囲で変動する。	変動 (単年度)
声	リストリクテッド・ ストック・ユニット (RSU)	中期経営計画初年度の初日から最終年度の末日までの3年間(または3年以上で当社取締役会が定める期間、以下「対象期間」)の継続勤務を条件に、事前に定める当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付する類型の継続勤務発行型株式報酬。	固定
事後交付型 株式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット (PSU)	中期経営計画の業績目標達成度に応じて算定される当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付する類型の業績連動発行型株式報酬。業績目標達成度は、中期経営計画における連結業績(営業利益、ROE)の目標値の達成度に応じて、0~100%の範囲で変動する。	変動 (中長期)

- (注) 1. 2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしましたので、上表には記載しておりません。
 - 2. RSUは、2021年3月期から運用を開始しております。また、PSUは、2022年3月期から運用を開始する予定であります。
 - 3. 役員報酬を業績連動報酬等、非金銭報酬等及びこれら以外の報酬等に分類すると次のとおりとなります。

区分	基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストックオプション*	R S U**	P S U***
業績連動報酬等	_	•	•	_	•
非 金 銭 報 酬 等	_	_	•	•	•
上記以外の報酬等	•	_	_	•	_

^{*} 株式報酬型ストックオプションは「非金銭報酬等」に分類され、また、業績達成条件を付加している部分については「業績連動報酬等」にも分類されます。

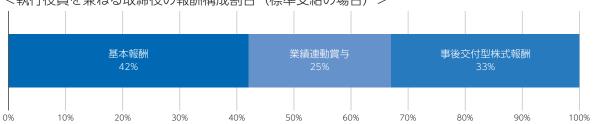
^{**} R S U のうち、株式報酬部分は「非金銭報酬等」に分類され、金銭報酬部分は「上記以外の報酬等」に分類されます。

^{***} PSUは「業績連動報酬等」に分類され、また、株式報酬部分は「非金銭報酬等」にも分類されます。

<支給対象者>

당신	区分 基本報酬 業績		事後交付型株式報酬		
<u> </u>	基本報酬	業績連動賞与 -	RSU	PSU	
執行役員を兼ねる取締役	•	•	•	•	
執行役員を兼ねない取締役	•	_	•	_	
社 外 取 締 役	•	_	_	_	
監 査 役	•	_	_	_	





③ 当事業年度に係る報酬等の総額

					報酬等の内訴				の内訳			
	区分		支給 人員 合計	報酬等 の総額	基本	基本報酬業績連動		動賞与	株式幸 ストックオ		リストリク: ストック・: (RSI	ユニット
					支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額		支給額
			名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取	締	役	8	544	8	269	3	181	4	77	4	17
うち	5社外取	締役	(4)	(48)	(4)	(48)		上記	この報酬制度	 ほありませ	せん	
監	査	役	5	96	5	96						
うち	5社外監	査役	(3)	(35)	(3)	(35)	- 上記の報酬制度はありません					
合		計	13	641	13	365	3	181	4	77	4	17

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は5名であります。

上記の取締役の支給人員合計、報酬等の総額及びその内訳の基本報酬には、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び当該社外取締役に対する報酬等の額を含めております。

- 2. 取締役に対する業績連動賞与、株式報酬型ストックオプション及びRSUにつきましては、当事業年度に係る費用計上額を記載しております。
- 3. 業績連動賞与の額の算定につきましては、各事業年度における連結業績(営業利益、ROE)及び担当部門毎に設定した 指標を使用し、目標値に対する達成度に応じて、標準支給額に対し0~200%の範囲で変動する仕組みとしております。 また、当該指標を選定した理由は、短期業績との連動性を重視し、経営目標値と同一の指標を用いるためであります。当 事業年度における業績連動賞与に係る主な指標の目標と実績は、次のとおりであります。

連結営業利益 70,900百万円(目標)、111,535百万円(実績)

連結ROE 5.6% (目標) 、8.6% (実績)

なお、当事業年度を含む連結営業利益及び連結ROEの推移は、27ページの「1. (7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

4. 株式報酬型ストックオプションの一部には業績達成条件を付加しており、中期経営計画における連結業績(営業利益、R OE)の目標値の達成度に応じて、付与個数に対し、0~100%の範囲で変動する仕組みとしております。また、当該指標を選定した理由は、中長期の業績及び企業価値との連動性を重視し、中期経営計画における経営目標値と同一の指標を用いるためであります。2021年3月期を最終年度とする中期経営計画における株式報酬型ストックオプションに係る指標の目標と実績は、次のとおりであります。

連結営業利益 (3か年の累計額) 419,515百万円 (目標) 、317,228百万円 (実績) 連結ROE (最終年度の値) 14.0% (目標) 、8.6% (実績)

- 5. 上記4. のほか、株式報酬型ストックオプションの内容及び保有状況につきましては、35ページから36ページの「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。なお、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、RSUは2021年3月期から運用を開始しております。また、PSUは2022年3月期から運用を開始する予定であります。当社株式及び金銭の交付時期につきましては、RSUは2024年3月期以降、PSUは2025年3月期以降となる予定であります。
- 6. 上表の報酬等の内訳に関する業績連動報酬等、非金銭報酬等及びこれら以外の報酬等の分類につきましては、41ページの「② 役員報酬の構成」の(注)3. に記載のとおりであります。

④ 株主総会の決議に関する事項

(ア) 基本報酬

取締役に対する基本報酬の額は、2002年6月27日開催の第106回定時株主総会において、月額25百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役は1名)であります。

監査役に対する基本報酬の額は、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名(うち社外監査役は3名)であります。

(イ) 業績連動賞与

執行役員を兼ねる取締役に対する業績連動賞与の額は、2015年6月26日開催の第119回定時株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の執行役員を兼ねる取締役の員数は、4名であります。

(ウ) 株式報酬型ストックオプション

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬の額は、2015年6月26日開催の第119回定時株主総会において、年額457百万円以内(株式数は年77,500株以内)とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は、4名であります。なお、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしました。

(工) 事後交付型株式報酬

事後交付型株式報酬 (RSU及びPSU)としての報酬の額は、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会において、年額457百万円以内(株式数は年39,000株以内)とご承認いただいております。RSUの交付対象者は社外取締役を除く取締役であり、当該定時株主総会終結時点の員数は4名であります。また、PSUの交付対象者は執行役員を兼ねる取締役であり、当該定時株主総会終結時点の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 37ページから38ページの「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	取締役会等への 出席状況	取締役会等における発言状況、 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要等
石 村 和 彦 (社外取締役)	取締役会:14回中13回 指名諮問委員会:10回中10回 報酬諮問委員会:7回中7回	素材メーカーにおける企業経営やグローバルビジネスに関する豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監督、助言・提言等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、同氏は、報酬諮問委員会の委員長を務めており、役員に関する報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性の確保に重要な役割を果たしております。 さらに、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めております。
八 木 和 則 (社外取締役)	取締役会:14回中14回 指名諮問委員会:10回中10回 報酬諮問委員会:7回中7回	企業経営及びエレクトロニクス分野に関する豊富な経験や、財務及び会計に関する専門的見地から、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監督、助言・提言等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 また、同氏は、取締役会議長を務めており、監督と執行の明確な分離を図り、取締役会の監督機能を強化するうえで、重要な役割を果たしております。さらに、同氏は、指名諮問委員会の委員長及び報酬諮問委員会の委員を務めております。
中山 こずゑ (社外取締役)	取締役会:10回中10回 指名諮問委員会:9回中9回報酬諮問委員会:5回中5回 (2020年6月就任後)	自動車産業におけるグローバルビジネスや企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監督、助言・提言等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めており、役員選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に重要な役割を果たしております。さらに、同氏は、報酬諮問委員会の委員を務めております。
石 井 純 (社外監査役)	監査役会:14回中14回 取締役会:14回中14回	国際的なエレクトロニクス企業におけるグループガバナンス、リスクマネジメント等に関する豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監査等、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。
ダグラス・K・ フリーマン (社外監査役)	監査役会:14回中14回 取締役会:14回中14回	弁護士としての法令に関する専門知識及び国際企業法務に関する豊富な経験に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監査等、社外 監査役に求められる役割・責務を果たしております。
千葉通子(社外監査役)	監査役会:14回中14回 取締役会:14回中14回	公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識並びに監査に関する豊富 な経験に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監査等、 社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	百万円 357
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	406

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、会計基準の適用に関する助言等を行う業務の対価を支払っております。
 - 4. 当社の重要な子会社のうち TDK U.S.A. Corporation、SAE Magnetics (Hong Kong) Limited 等は海外に在する KPMG メンバーファームによる監査を、TDK Electronics AG はそれ以外の監査法人による監査をそれぞれ受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役全員が認めた場合、当社監査役会の全員一致の決議により当該会計監査人を解任する方針です。

また、当社会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の適格性、独立性、倫理性またはその他の職務遂行に係る重要な要素につき、疑義を抱かせる事実が認められた場合、当社監査役会は監査役会規程及び会計監査人の選任・解任・再任基準に則り、事実関係を総合的に検討し、その解任または不再任の是非を判断します。

6 会社の体制及び方針

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制]

上記の体制の整備について、当社取締役会が決議した内容は、次のとおりであります。

(2020年4月28日改定)

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、東京工業大学で発明された磁性材料フェライトの工業化を目的としたベンチャー企業として、1935年に設立されました。社是である『創造によって文化、産業に貢献する』という創業の精神に基づき、独創性をたゆまず追求し、新たな価値を創造した製品・サービスを提供することを通じて、企業価値を高めてまいりました。また、当社グループは、今後もすべてのステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等)の満足と信頼、支持を獲得するとともに、社会的課題を解決して社会に役立つ存在であり続け、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。このため、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていくことを「企業行動憲章」として明確に宣言し、「企業倫理綱領」に定められた行動基準に従って、当社グループを構成するすべての役員及び従業員は厳格に行動してまいります。

さらに、当社は、社是の実践により、モノづくりを通じて経営目標の達成及び企業価値のさらなる向上を目指すとともに、社会の一員としての自覚を常に意識した、健全な企業風土の醸成に努め、真摯に企業活動を行ってまいります。同時に、ステークホルダーに対し網羅性・的確性・適時性・公平性をもって情報開示を行うことにより、説明責任を果たしてまいります。

このように、当社は経営理念を誠実かつひたむきに追求していくとともに、経営の健全性・遵法性・ 透明性を継続して確保していくため、次の効率的かつ規律ある企業統治体制(コーポレート・ガバナン ス・システム)を構築してまいります。

- ① 監査役制度の採用と監視機能の強化 当社は、監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役を招聘し、経営の監 視機能を強化します。
- ② 取締役会の監督機能の強化

取締役会を少人数構成とすることにより、経営の迅速な意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化します。また、取締役の3分の1以上を独立した社外取締役とすることを基本方針とし、取締役会議長は、監督と執行の明確な分離を図る観点から、原則として独立した社外取締役が務めます。さらに、取締役に対する株主の信任機会を事業年度毎に確保するため、取締役の任期を1年とします。

③ 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離します。これにより、権限委譲に基づく意思決定の迅速化と、業務執行の責任と権限の明確化を図ります。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行います。

④ 取締役会諮問機関の設置(指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、 企業倫理委員会)

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成します。同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与します。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成します。同委員会は、取締役及び執行役員並びに主要子会社の社長及びそれに準ずる役員の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た報酬の妥当性を検証します。

コーポレート・ガバナンス委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、 コーポレート・ガバナンスに関する事項や、内部統制システム及びその運用状況に関する事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ります。

企業倫理委員会は、取締役・監査役・執行役員ほかグループ全構成員に対し、社是・社訓をはじめとする当社グループの経営理念や、関係法令・国際ルール及びその精神を含む社会的規範を遵守するための、具体的な行動指針を定めた「企業倫理綱領」を周知徹底し、社是の実践と企業倫理の徹底並びに社会的責任に対する意識の浸透を図ります。

こうした体制の下、経営の監視機能を果たす監査役は、監査役会規程、監査役監査基準及び内部統制 監査実施基準に基づきその職務を執行し、取締役による職務執行の法令及び定款に対する適合性及び妥 当性を監査することにより、経営の健全性・遵法性・透明性を確保します。

また、経営の意思決定及び業務執行の監督を責務とする取締役は、法令及び定款の主旨に沿って制定された取締役執務規程及び取締役会規程に基づき、また、業務執行を責務とする執行役員は、執行役員執務規程に基づき、それぞれの職務を執行することにより、経営の健全性・遵法性・透明性を確保します。

さらに、当社は、当社に適用される各国の証券取引法及びその他の同種の法令並びに当社が上場する 証券取引所の規則等(以下「証券規制」と総称する)を遵守するため、情報開示委員会を設置するとと もに、次の手続・体制を確立します。

- ① 証券規制により開示が義務付けられているすべての情報の収集、記録、分析、処理、要約及び報告を行い、証券規制所定の期間内に適時に開示することを保証するための統制その他の手続
- ② 適用する会計基準に従った財務諸表の作成が可能となるよう、会社の行う取引が適切に授権されていること、会社の資産が無権限の使用又は不適切な使用から保護されていること及び会社の行う取引が適切に記録されかつ報告されていることについて、合理的な確信を得られるように設計された手続を会社が有することを保証するための体制
- ③ コーポレート・ガバナンス・システムについての証券規制の要請を遵守するものとなることを確保するための体制

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の業務執行の責任者である社長は、当社グループに適用される文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理方法に関する原則を定めます。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制を強化するため、経営会議直属の次の4つの委員会(委員長は社長が任命した執行役員)を設置します。

① 情報開示委員会

証券取引に関する諸法令及び当社が株式上場する証券取引所規則に基づき、網羅性・的確性・適時性・公平性をもって適切な情報開示が行われるよう、株主及び投資家の投資判断に係る当社の重要な会社情報・開示書類を審議し精査します。

② E R M * 委員会

事業目標の達成及び事業運営を阻害する要因への全社的対応を目的として、ERM委員会を設置し、全社的リスクマネジメントの推進を図ります。なお、法務、財務、IT等の個別のリスクに対しては、全社規程・細則・要領及び部門毎に定める部門要領で運用ルールを定め、その領域毎の業務執行責任者が対応します。*ERM (Enterprise Risk Management)

③ 危機管理委員会

企業の存続や発展を阻害するような重大な事故、事件、災害等の予防措置の実施と、事後の損害の 軽減や拡大防止を目的に危機管理委員会を設置、活動します。有事の際には迅速に危機対策本部を立 ち上げ、まずは従業員の安全確保に最優先で取り組みつつ、事業継続計画(BCP)に基づき、一刻 も早い事業再開を実現してお客様への供給責任を果たします。

④ 情報セキュリティ委員会

顧客預り情報や個人情報等の重要情報を法令遵守のもと適正に管理し、サイバー攻撃に対する施策 を実施するとともに、攻撃を受けた場合は迅速に状況を把握、復旧し、対策を講じます。

当社は、これらの活動状況に関する監査役及び内部監査部門による定期的な確認と監査により、当社グループにおける経営上重要なリスクの抽出・評価・見直し・効果的な対応策の策定等、リスク管理体

制を強化しその実効性を高めるための助言が受けられる仕組みを確保するとともに、顧問弁護士等の専門家からも、当社グループを取り巻くリスクについて、随時助言を受けます。

(4) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、取締役会を少人数構成とすること及び執行役員制度を採用することにより、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行います。

また、社長が指名した執行役員及び機能責任者から構成される経営会議において、当社グループの開発・製造・販売・財務状況等の業務執行に関する方針及び施策を審議・決定し、全執行役員がその決定事項に従って職務を速やかに行います。職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保します。

さらに、当社グループ全構成員が共有する中期的な経営目標を設定しその浸透を図るとともに、各部門の目標及び実行計画とその進捗状況について把握する体制を確立します。子会社経営の管理については、各子会社が四半期毎に報告書を提出することで、経営状況を把握する体制を確立します。当社グループを対象とした「グローバル共通規程」において、子会社の経営状況、子会社の取締役等の職務の執行の状況等について定期的または必要に応じて報告すべき事項を定めることで、適切な報告がなされる体制を確立します。

(5) 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ全構成員に対し、当社グループの経営理念、「企業倫理綱領」及び「企業行動 憲章」を周知徹底します。これにより、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員 の職務執行が法令及び定款に適合することを確保します。

また、企業倫理委員会を軸に国内外の子会社も含めた企業倫理管理体制を構築し、企業倫理遵守状況を定期的に監視するとともに、相談窓口(ヘルプライン)を設置し、当社グループ内の企業倫理等に係る情報や意見を直接汲み上げる体制をとります。

さらに、当社は、取締役会の決議により執行役員の中からGlobal Chief Compliance Officer(グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命するとともに、社長直轄の組織としてコンプライアンス推進部門を設置します。Global Chief Compliance Officer及びコンプライアンス推進部門は、日本のほか世界各地域で任命されたRegional Chief Compliance Officer(リージョナル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー)とともに、当社グループのコンプライアンス体制の確立、強化のために活動します。

特に、各国カルテル規制の遵守については、確認・監視等の体制を整備するとともに、行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保します。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各取締役・執行役員・業務執行責任者は、「企業倫理綱領」並びに各組織の職責及び権限をまとめた「グローバル共通規程」を遵守しつつ業務の決定を行い実施することで、業務の適正を確保します。

また、監査役は、当社グループの各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査します。さらに、内部監査部門は、当社グループの各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵法性の面から監査及び支援を行います。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項

業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役の職務に対する補助機能を果たします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室での職務に従事する使用人に対する指揮命令権限は、監査役のみに属するものとします。 また、当該使用人に対する人事考課は、監査役が直接評価し、異動・懲戒については、監査役の同意 を得た上で当社運用ルールに従って決定します。

(9) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループ全構成員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。当社グループの経営方針や執行役員の業務執行状況については、経営会議や事業計画検討会等の重要会議へ監査役が出席することで適時に情報提供が行われ、その議事録についても速やかに監査役に提出されます。さらに必要に応じて執行役員等が監査役に直接説明を行います。業務執行を行う当社の各部門及びグループ会社が作成する報告書についても監査役が閲覧でき、当社グループの執行状況を監査役が確認できる体制をとります。

加えて法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社グループ全構成員は、企業倫理委員会により構築された当社グループを網羅した相談窓口(ヘルプライン)を通じて、同委員会に対し報告を行うことができます。なお、企業倫理委員会は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、当該事実を直ちに監査役又は監査役会に対し報告します。

また、ERM委員会等の活動情報についても、監査役に適宜提供され、監査役が企業活動全般について状況を確認できる体制をとります。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、相談窓口(ヘルプライン)に通報した当社グループ全構成員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を「企業倫理綱領」に明記し、グループ 全構成員に対し周知徹底します。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求を行ったときは、担当部門において審議し、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合を持ち、経営方針を確かめるとともに、当社グループが 対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査役監査上の重要課題等について意見交換を行い、 社長との相互認識を深めます。

監査役及び内部監査部門は、定期的に会合を持つとともに、会計監査人から定期的に監査の報告を受け、当初の監査計画と結果について情報共有を図ることで、監査役監査が実効的に行われることを確保します。また、監査役会は、業務執行部門から独立している弁護士と顧問契約を締結し、監査役又は監査役会の観点から検討、確認等が必要な事項について助言を受けられる体制をとります。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

(1) 内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査部門である経営監査グループは、経営会議直属の4委員会に対する活動状況のヒアリングをはじめ、事業部門、主要子会社における法令及び社内規程等の遵守状況及び業務の効率性・有効性を確認いたしました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」について、国内外の重要拠点及び重要子会社を対象に評価を実施いたしました。これらの状況については、社長、取締役会及び監査役に定期的に報告しております。

経営監査グループと常勤監査役との間では情報共有を行っており、経営監査グループから常勤監査役に対し内部監査報告書を提出するとともに、常勤監査役から監査役監査結果を入手し、効率的な内部監査を図っております。

会計監査人とは、四半期決算報告等により、会計監査人による監査の状況を定期的に確認するほか、 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」の評価状況について定期的に意見交換し ております。

(2) 企業倫理

当社は、当社グループを構成する役員及び従業員における企業倫理やコンプライアンスに関する意識の浸透・徹底について、当社経営トップが自ら先頭に立ってリーダーシップを発揮することを基本としつつ、具体的には、当社グループの経営理念、「企業倫理綱領」及び「企業行動憲章」を周知徹底するため、企業倫理委員会の委員長が適宜、当社グループの従業員等に対し、直接教育啓発する機会を設けております。また、企業倫理一般に関する集合教育、eラーニング等を、毎年、日本だけでなく、海外拠点においても実施しております。

また、企業倫理委員会を軸に国内外の子会社も含めて構築した企業倫理管理体制の下、企業倫理遵守状況を定期的に監視するとともに、当該状況について同委員会が取締役会に対し四半期毎に報告を行っております。

さらに、企業倫理に関連する事項を業務ライン以外の方法で内部通報・相談できる仕組みとして、相談窓口(ヘルプライン)を設置し、当社グループ内の企業倫理等に係る情報や意見を直接汲み上げております。当該内部通報制度において、当社グループ内の通報ルートに加えて外部法律事務所を通じた通報ルートを、日本、中国及びこれらを除くアジア、欧州並びに米州の各地区に設置しております。これにより、通報者が複数の通報ルートから適宜最適と考えるルートを選択することが可能となっております。

(3) コンプライアンス

当社は、Global Chief Compliance Officer(グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー)及び日本のほか世界4地域のRegional Chief Compliance Officer(リージョナル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命するとともに、社長直轄の組織として法務・コンプライアンス本部を設置しております。これにより、当社グループ全構成員が世界共通の規範に基づきコンプライアンスに則した行動をするための体制を一層強化するとともに、誠実で公正、透明な企業風土を醸成し、顧客や社会の信頼、期待に応えてまいります。

また、当社は、リーガルリスク・マネジメントの観点から重要と考える当社グループのコンプライアンスリスクを選定しており、これらの中から、グローバルにビジネスを展開する上で重大な影響を与える、カルテル、贈収賄、品質不正等のリスクに対しては、重点的に対応しております。コンプライアンスに関連して発生した諸問題に対しては、その主管部門が当該問題の事実確認及び適切な対処を行うとともに、取締役会に対し適時に報告が行われております。また、当該主管部門が法務・コンプライアンス本部と連携して、発生した原因を分析し、当社グループ各社へ再発防止策を講じております。

(4) リスク管理

当社は、持続的成長を目指す上で、組織目標の達成を阻害する要因(リスク)に対し、全社的に対策を推進し、適切に管理するために、ERM委員会を設置しております。ERM委員会は、リスクの分析

評価を行い、部門横断的に対応が必要なリスクの特定、関連部門と連携した対策の導入等、全社的リスクマネジメントを推進しております。リスク分析評価や対策状況については、経営会議において審議し、 取締役会に報告しております。

また、危機管理委員会は、全社の基本方針に基づいて策定された各事業部門の事業継続計画(BCP)が自然災害、感染症等の有事の際に適切に機能することを目的として、定期的に運用状況を確認するとともに、適時、経営トップへ情報共有を行っております。

また、情報セキュリティ委員会が、サイバー攻撃等のリスクに備え、従業員向けの情報セキュリティ教育や、サイバーセキュリティフレームワークに沿った防御・検知・復旧等の施策を実施するなど、継続的に情報セキュリティリスクを検証し対策を実施しております。

さらに、情報開示委員会を設置し、適切な情報開示が行われるよう、決算短信をはじめとする株主及び投資家の投資判断に係る重要な開示書類を審議、精査しております。

(5) グループ経営管理

当社は、当社グループ各組織の役割と実施すべき事項、全構成員が遵守すべきルールを定めた「グローバル共通規程」を制定し、当社を含むグループ各社は自社の規程として適用し運用しております。このグローバル共通規程に基づき、原則として月に2回開催する経営会議において、当社グループの業務執行に関する方針及び施策を審議し、また、事業部門及び本社部門から定期的な報告を受けることで、各部門の目標及び実行計画とその進捗状況の把握を行っております。子会社に対しては、それぞれの子会社を主管する部門を定め、責任・権限を明確にし、当該主管部門が子会社事業の指揮命令・管理を行うとともに、本社部門が各担当業務において子会社に対する指導・管理を行っております。

さらに、主要地域である米州・欧州・中国については、地域本社を設置し、本社機能の一部として域内子会社に対して地域の特性に応じた指導・管理を当該各地域本社を通じて行うことで、より実効性のあるグループガバナンス体制を構築しております。

(6) 取締役及び取締役会

取締役会は、独立社外取締役3名を含む7名で構成されており、独立社外取締役が取締役会議長を務め議事運営を行っております。取締役会は、法令・定款・社内規程で定められた事項、経営上の重要事項等について慎重な審議の上で決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設けており、それぞれの委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。これにより、役員の指名・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性を高めております。さらに、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスに関する事項や、内部統制システム及びその運用状況に関する事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図っております。

取締役会は、その実効性をより高めていくために、毎事業年度、取締役会の諮問機関(指名諮問委員 会及び報酬諮問委員会)を含めた取締役会についての実効性の評価を実施しております。

なお、当事業年度は取締役会を14回開催いたしました。

(7) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役による経営会議、事業計画検討会等の重要会議への定常的な出席並びに経営報告書及び決裁申請書の閲覧を通じて、当社グループの経営方針や執行役員等の業務執行状況に関する情報を適時に入手し、監査役間で共有し協議しております。また、当事業年度の重点監査項目を定めた監査方針に基づき、常勤監査役は事業責任者・本社機能長から業務執行状況のヒアリングを行い、事業部門及び本社部門並びに重要度に従って選択した子会社を対象に監査を実施いたしました。そして、そこで抽出された課題は関連する事業部門責任者及び本社部門と共有し、その対応策を確認いたしました。また、内部監査部門から内部監査報告書を入手し、定期的な会合を設け、情報共有及び連携を図っております。これらの監査の結果の概要、抽出された課題、確認された対応策及び内部監査の状況は、監査役会において全監査役で共有し、問題点については監査役会で協議を行い、また取締役にも適宜報告しております。加えて、監査役は監査役会が顧問契約を締結した弁護士と随時の会合を持ち、監査役職務に関わる法的な助言を適時に受けることにより、監査役職務の実効性の向上を図っております。

監査役会は、取締役会及び代表取締役との定期的な会合等を通じて当社の経営状況を確認し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに係る事項を含む当社グループが対処すべき課題、内部統制の構築・運用の状況、当社グループを取り巻くリスク、監査役監査における重要課題等について、適宜、意見表明及び提言を行っております。他方で、監査役会は会計監査人と監査計画について協議し、監査結果報告会、連絡協議会等の会合を複数回設け、監査上の主要な検討事項につき意見交換するなど連携を図っております。このような活動を踏まえ、当事業年度は監査役会を14回開催いたしました。

⁽注) 本事業報告中の各項目は、別途注記がある場合を除き、2021年3月期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)または 2021年3月期末(2021年3月31日)現在の状況を記載しております。

また、本事業報告中に記載の金額、株数、比率等は、別途注記がある場合及び表示単位未満の数値がない場合を除き、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

添付書類(2)

連結貸借対照表(米国会計基準)

		~10/	. 3 / 1	1124				
科目					前連結会計年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)		
資		産	の	部				
流	動	資	産		966,482	1,233,385		
	現金	え及び	現 金	同等物	332,717	380,387		
	短	期	投	資	32,494	65,886		
	有	価	副	券	56	56		
	売	上	債	i 権	310,142	429,454		
	た	なが	卸	資 産	236,453	288,854		
	その	り他の	流	動資産	54,620	68,748		
古	定	資	産		976,897	1,168,048		
		連会	社	投資		12,764		
	そ	の他	の	投資	18,341	31,523		
	有	形固	定	資産	611,150	784,371		
		ペレー			39,215	42,325		
				権資産				
	\mathcal{O}		h	h	160,945	165,096		
		形 固	定	資産	79,748	73,280		
	繰	延 税	金	資産	34,862	41,024		
	そ	の他	\mathcal{O}	資産	17,748	17,665		
資		産	合	計	1,943,379	2,401,433		

					(单位·日月月)
	科目	1		前連結会計年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
負	債	の	部		
流	動 負	債		718,905	1,011,476
	短 期 借	入 債	務	216,601	192,938
	一年以内:	返済予定	o 務	68,028	135,125
	一年以内				
		ティン		7,252	8,444
	· IJ —	ス債	務		
	仕 入	債	務	201,825	324,373
	未払	費用	等	201,591	324,753
	未 払	税	金	7,341	9,232
	その他の	流動負	債	16,267	16,611
古	定 負	債		375,910	383,660
	長 期 借	入 債	務	140,061	155,273
	オペレー・ リー	ティン ス 債	グ務	28,824	29,833
	未払退職	年金費	用	142,958	116,745
	繰 延 税	金 負	債	38,329	52,172
	その他の	固定負	債	25,738	29,637
	(負債)	合計)		1,094,815	1,395,136
純	資 産	の	部		
資	本	金	È	32,641	32,641
資	本 剰	余 金	È	1,783	_
利	益 準	備 金	È	45,254	46,403
そ	の他の利益	益剰 余金	È	971,140	1,024,019
その	他の包括利益(△	損失)累計額	Į	△190,055	△82,733
自	己	株式	ò	△16,806	△16,792
	(株主資	本 計)		843,957	1,003,538
非	支 配	持 分	`	4,607	2,759
	(純資産	合計)		848,564	1,006,297
負	債 及 び 純	資産合	計	1,943,379	2,401,433

⁽注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

添付書類(3) 連結損益計算書(米国会計基準)

科目	前連結会計年度(ご参考) (2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)	
売 上 高	1,363,037	1,479,008	
売 上 原 価	959,714	1,044,690	
売 上 総 利	益 403,323	434,318	
販売費及び一般管理費	289,771	317,302	
その他の営業費用(△収益)	15,682	5,481	
営 業 利	益 97,870	111,535	
営 業 外 損 益			
受取利息及び受取配当	金 10,166	9,727	
支 払 利	息 △3,671	△3,526	
関連 会社 利益持	分 △2,329	△890	
関連会社売却益 (△損失) △183	1,093	
為替差益(△損失) △4,020	△1,302	
その	他 △1,957	5,267	
≣t	△1,994	10,369	
税 引 前 当 期 純 利	益 95,876	121,904	
法 人 税 等	38,719	42,699	
当期 純 利	益 57,157	79,205	
非 支 配 持 分 帰 属 損 失	△623	△135	
当社株主に帰属する当期純利	益 57,780	79,340	

⁽注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

≪ご参考≫

連結キャッシュ・フロー計算書(米国会計基準)

		(単位・日月円)
科目	前連結会計年度 (2019年 4 月 1 日から) (2020年 3 月31日まで)	当連結会計年度 (2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	57,157	79,205
営業活動による純現金収入との調整	37,137	7 3,203
減 価 償 却 費	124,984	140,285
	△4.437	6.222
	, -	
長期性資産の減損	18,592	7,914
事業の譲渡益	△2,910	△2,433
関連会社利益持分一受取配当金控除後	2,553	△188
資産負債の増減		
売上債権の減少(△増加)	△13,198	△96,966
たな卸資産の減少(△増加)	△20,357	△38,603
仕入債務の増加(△減少)	23,090	99,098
未払費用等の増加(△減少)	16,563	43.882
その他の資産負債の増減(純額)	6,667	△16.056
その他の負性負債の追減(純額)	13,686	△10,030 454
		222.814
	222,390	222,814
投資活動によるキャッシュ・フロー	. 172 100	. 040 255
固定資産の取得	△173,429	△212,355
固定資産の売却等	2,945	3,586
短期投資の売却及び償還	80,328	90,606
短期投資の取得	△74,665	△120,427
有価証券の売却及び償還	1,608	1,080
有 価 証 券 の 取 得	△2,380	△3,994
事業の譲渡ー保有現金控除後	_	7,017
関連会社の売却	124,484	2,502
そ の 他	△855	497
投資活動による純現金支出	 △41.964	△231.488
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4 1,50 4	△251,400
満期日が3ヶ月超の借入債務による調達額	21,407	178.619
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
満期日が3ヶ月超の借入債務の返済額	△95,087	△93,994
満期日が3ヶ月以内の借入債務の増減(純額)	△21,613	△25,938
配当金数	△21,469	△22,738
非 支 配 持 分 の 取 得	△4,991	△5,955
その他	△16	△801
財務活動による純現金収入 (△支出)	△121,769	29,193
為替変動による現金及び現金同等物への影響額	△15,115	27,151
現金及び現金同等物の増加	43,542	47,670
現金及び現金同等物の期首残高	289,175	332,717
現金及び現金同等物の期末残高	332,717	380,387
	JJ_, 17	555,557

⁽注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

添付書類(4) 貸借対照表

見旧がが以					(単位:日万円)
科目	前事業年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)	科目	前事業年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産	205,234	211,510	流動負債	491,428	583,366
現 金 及 び 預 金	18,625	18,585	電子記録債務	7,479	8,105
受 取 手 形	3,481	6,407	買 掛 金	23,620	32,020
売 掛 金	62,989	78,742	短 期 借 入 金	356,808	362,123
商品及び製品	12,493	14,129	一年以内返済予定の 長 期 借 入 金	65,950	134,000
仕 掛 品	19,671	18,633	長期 借人 金		
材料及び貯蔵品	12,183	14,306	リース債務	157	109
前 渡 金	28	25	未 払 金 未 払 費 用	10,685 17,868	16,656 20,491
未 収 入 金	18,545	8,509		17,000	20,491 120
短 期 貸 付 金	54,066	47,755	未 払 法 人 税 等 預 り 金	2,935	3,019
その他の流動資産	3,203	4,468	役員賞与引当金	2,933	173
貸 倒 引 当 金	△54	△54	その他の流動負債	5,803	6.545
固定資産	669,474	869,439	固定負債	163,971	181,092
有 形 固 定 資 産	161,750	163,167	社		100,000
建物	59,004	64,080	長期借入金	134,000	50,000
構築物	4,775	5,045	リース債務	251	161
機械及び装置	62,239	66,455	退職給付引当金	25,541	25,435
車両・工具器具備品	4,750	4,716	資 産 除 去 債 務	2,359	3,164
土 地	11,576	11,667	株式報酬引当金	_	44
リース資産	375	245	繰延税金負債	1,819	2,285
建設仮勘定	19,029	10,957	(負債合計)	655,399	764,458
無 形 固 定 資 産	24,022	24,067	純資産の部		
特 許 権	1,486	1,156	株二主資本	213,718	310,214
ソフトウエア	20,645	20,463	資 本 金	32,641	32,641
ソフトウエア仮勘定	1,632	1,738	資本剰余金	59,326	59,321
その他の無形固定資産	257	709	資本準備金	59,256	59,256
投資その他の資産	483,700	682,204	その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	70 138,556	64 235,042
投資有価証券	3,691	4,818	利益準備金	8,160	8,160
関係会社株式	440,131	535,373	その他利益剰余金	130.395	226,882
関係会社出資金	10,872	99,984	圧縮記帳積立金	556	556
関係会社長期貸付金	8,264	18,426	操越利益剰余金	129,838	226,325
長 期 前 払 費 用	2,146	2,014	自己株式	△ 16,806	△ 16,791
前 払 年 金 費 用	17,285	20,254	評価・換算差額等	4,133	5,016
その他の投資	1,439	1,461	その他有価証券評価差額金	1,320	2,203
貸 倒 引 当 金	△129	△129	繰延ヘッジ損益	2,813	2,813
繰 延 資 産	_	388	新株予約権	1,456	1,649
社 債 発 行 費		388	(純資産合計)	219,309	316,879
資 産 合 計	874,708	1,081,338	負債及び純資産合計	874,708	1,081,338

添付書類(5)

損益計算書

7/mu17+B	V W	(丰位・日/川)/
科目	前事業年度(ご参考) (2019年 4 月 1 日から) (2020年 3 月31日まで)	当事業年度 (2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)
売 上 高	303,810	329,300
商 品 及 び 製 品 売 上 高	302,117	327,587
役 務 収 益	1,692	1,712
売 上 原 価	259,602	279,808
売 上 総 利 益	44,208	49,491
販売費及び一般管理費	81,251	83,374
営業損失(△)	△37,043	△33,882
営 業 外 収 益	33,680	41,704
営 業 外 費 用	7,262	6,444
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△10,624	1,378
特別利益	395	145,246
固定資産売却益	76	158
関係会社株式売却益	27	_
投資有価証券売却益	292	326
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	-	144,761
特別 損失	26,302	26,655
固定資産除売却損	846	419
減 損 損 失	11,997	1,304
関係会社清算損	6	0
関係会社株式評価損	3,219	1,861
関係会社株式売却損	8,717	_
関係会社債権放棄損		23,070
税 引 前 当 期 純 利 益 又 は 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△36,531	119,969
法人税・住民税及び事業税	△914	745
法 人 税 等 調 整 額	1	_
法 人 税 等 合 計	△913	745
当期純利益又は当期純損失(△)	△35,618	119,224

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監查報告

添付書類(6)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

豊田

TDK株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員

公認会計士 山根洋人印

公認会計士 寺澤

指定有限責任社員 公言 業 務 執 行 社 員 公言

公認会計士 新垣康平印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TDK株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、TDK株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、 職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、 状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の 妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む 監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

LJ F

添付書類(7)

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

豊田

TDK株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山根洋人 @

公認会計士 新垣康平印

公認会計士 寺澤

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TDK株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、 職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む 監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

L) F

添付書類(8)

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、上記の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、オンライン会議システム等を活用しつつ、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制監査実施基準に準拠し、取締役、執行役員、その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保 するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議 会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

TDK株式会社 監査役会

常勤監查役 末木 悟 桃塚 高和 常勤監査役 石井 (EI) 純 社外監查役 (EI) 社外監査役 ダグラス・K・フリーマン (A) 千葉 诵子 社外監查役

以上

定時株主総会会場 ご案内図



東京都港区虎ノ門一丁目23番3号

虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールA

東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅

都営地下鉄 三田線 内幸町駅

ご注意

お車でのご来場 はご遠慮くださ いますようお願 い申しあげます。





